

第 17 南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 21 日（金）午前 9 時 29 分から 10 時 31 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	片板	大作	ロ.	中峯	哲義
ハ.	高田	正一	ニ.	小脇	浩一

4. 欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	小山	幸良	ヘ.	柳田	和則
ト.	中島	一三	チ.	雨田	俊孝

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 6 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 17 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 平成 29 年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農地利用最適化推進委員のうち) 小山 幸良 推進委員・柳田 和則 推進委員・中畠 一三 推進委員・雨田 俊孝 推進委員が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第17回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、池亀昭次 委員。4番、牛野 進一郎 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第6号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題といたします。
それでは、事務局より議案第1号について、説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃借権1件)について承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
当初公告年月日は平成27年1月31日で、契約の期間は平成27年2月1日から平成32年1月31日までの5年間設定でしたが、平成30年11月24日、名義の整理により合意解約されています。
4ページをお開きください。計画内訳書の説明を行います。
利用権設定等をする者は南種子町〇〇××番地 A・90歳、経営面積●●㎡。利用権設定等を受ける者は南種子町〇〇××番地 B・62歳、経営面積●●㎡です。
合意解約に至った土地の所在は、〇〇字△△××番・〇〇字△△××番・〇〇字△△××番。登記及び現況地目は 田、面積は3筆合計●●㎡、水稻を作付けしております。賃借料は10アール当たり〇〇円です。
5ページに合意解約通知書、6ページから8ページにかけて図面を添付

しております。お目通してください。

以上、議案第1号について承認を求めるものであります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 (「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第17号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。

それでは、事務局より議案第2号について、説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・所有権移転1件と追加資料にあります、農地中間管理権11件を定めたいので承認を求めるものです。

資料は11ページをお開きください。

期間の始期を平成31年1月1日から平成35年12月31日が終期の5年間存続で、畑 ●●㎡ の1件です。

次に、期間の始期を平成31年1月1日から平成40年12月31日が終期の10年間存続で、畑 ●●㎡ の1件です。

資料は12ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号1番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 C・66歳、経営面積 ●●㎡。利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 D・64歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、賃借料 ○○円の口座振込で、10年間存続の再設定です。

続いて整理番号2番。利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 E・81歳、経営面積は ●●㎡。利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 F・39歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、○○字△△××番、賃借料は ○○円の口座振込で、5年間存続の新設定です。整理番号1番及び2番ともにさとうきびを作付けするようです。

なお、図面を13ページと14ページに添付していますのでお目通し願

ます。

事務局

資料は 15 ページをお開きください。所有権移転に関する内容です。

公告年月日は平成 30 年 12 月 28 日、対価支払年月日及び引渡時期は平成 31 年 1 月 11 日、地目は 田で、所有権移転をする者の数及び受ける者の数は 各 1 名です。

資料は 16 ページをお開きください。計画内訳書の説明を行います。

整理番号 1 番。所有権移転をする者は、鹿児島市〇〇××番 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社です。次に所有権移転を受ける者は南種子町〇〇××番地 G・58 歳、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番、田・●●㎡、売買対価は 〇〇円です。

17 ページに農地利用集積計画書、18 ページに所有権を移転する土地の集成図を添付していますのでお目通し願います。

事務局

続いて別冊の議案第 2 号（追加）農地中間管理権の設定です。104 ページをお開きください。

上段の 10 年存続について、期間は平成 31 年 2 月 1 日から平成 41 年 1 月 31 日まで、利用権設定する者の数は 11 名、下段の 5 年存続について、期間は平成 31 年 2 月 1 日から平成 36 年 1 月 31 日まで。ともに利用権設定を受ける者の数は 1 名であり、公告年月日は平成 30 年 12 月 28 日です。

資料は 105 ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 H・57 歳 経営面積 ●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番・××番・××番・××番・××番、地目は畑で、5 筆合計 ●●㎡、使用貸借です。

備考欄に記載されておりませんが、借受予定者は I です。

次に整理番号 2 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 J・47 歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番・××番の 2 筆、畑で 賃借料は 10 アール当たり〇〇円です。借受予定者についてですが、××番については K、××番については I です。

以降、整理番号 3 番から 11 番まで記載しておりますが、総合計 田 14 筆 ●●㎡、畑 16 筆 ●●㎡、全 30 筆 ●●㎡ です。

整理番号 3 番以降の借受予定者について説明します。

整理番号 3 番。L の土地については、M。

整理番号 4 番。N の土地については、上から順に申し上げます。説明します。〇〇字△△××番については O、同××番及び××番 P、〇〇字△△××番 B、〇〇字××番及び同××番については、P、同××番、同××番、同××番については、O。

106 ページをお開きください。

整理番号5番。Q の土地については、R。

整理番号6番。S の土地については、B。

整理番号7番。T の土地については、U。

整理番号8番。V の土地については、W。

107 ページをお開きください。

整理番号9番。X の土地については、Y。

整理番号10番。Z の土地については、a。

整理番号11番。b の土地については、U。

個別の資料につきましては、108 ページ以降 125 ページまで集成図、126 ページ以降 137 ページまで 11 号様式で中間管理権取得に伴う各筆明細書を添付しているので後ほどお目通しください。

貸借権及び所有権移転または中間管理権を取得する者は経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 2 号の農地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田 三郎 委員。

9 番委員 はい、〇さんという方が、〇反程度の面積を借受するとのことですが、聞きなれない苗字ですので、どういった方か教えてください。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 はい。15 年ぐらい前にサーフィンがきっかけで、ご家族で移住されている方です。

当初は中種子町で〇〇を経営していたんですが、それを辞めてから暫くは職業を転々としていました。いま現在は c に社員として勤務をしている方です。

さとうきびに携わる傍ら、自分でも耕作をしたいということで、1 ヶ月前辺りから農業委員会に顔を出すようになり、土地はありませんかと相談を受けていたところから始まりました。

〇〇の〇〇に居住している方です。

お子さんも 2・3 人いらっしゃるんですが、家族揃って永住するというので、今後少しずつ農業を拡げていきたいということで、取り組んでいる方でございます。

- 議 長 西田委員、よろしいですか。
- 9 番委員 新規農家ではなくて、もう既に農業をやっている方になるんですね。
- 事 務 局 今回中間管理機構を通じて土地の貸し借りをし、南種子町では新規就農される方になります。
- 9 番委員 ちょっと心配したのは、土地は借りたが実際の耕作はできなかったということになりはしないかと。
- 事 務 局 はい。中種子町でも耕作をしているようで、現在は高齢者(貸主)の方から機械・道具を使っていいということで、土地を引き継ぎ 機械を借りて、自分では機械を持っていませんが、耕作している状況です。今後は、大きなトラクターを購入するなどして、(中種子町と)行ったり来たりしながら、規模拡大を図る見通しを持っているようです。
- 9 番委員 分かりました。
(「はい。」の声あり)
- 議 長 はい、池亀 昭次 委員。
- 3 番委員 補足説明といたしまして、この方はcの社員になりまして、現在さとうきびの面積が非常に少なくなってきたということで、それで社員の方々が少しでも、さとうきびの面積を増やしたいということで、一生懸命 1反歩・2反歩でも面積を増やそうということで、とにかくさとうきびを作っていくということで、頑張っている方でございます。以上です。
- 議 長 皆さん、よろしいですか。
(「はい。」の声あり)
- 議 長 はい、高田 照美 委員。
- 11 番委員 続きまして、私の担当地区でございますので、報告をさせていただきます。この方につきましては、私の方に農地の^{あっせん}幹旋をとということで話がありまして、たまたま N さんの土地を借りて欲しいということで、現地にOさんを連れて行って、話を進めたところでございます。また、西田委員から話がありましたように、農地につきましても、隣接する農地に、(元c勤務)dさんの農地もございまして、ここに来て指導方よろしく申し上げますと話をしたところ、協力しながら今後も農業をやりましょうと話を頂きましたので、農業の後継者として良い方向にいくのではないかと考えております。
- 議 長 はい。ほかにございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可)につい

て、譲渡人・e、譲受人・f 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
19ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求め
るもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、大阪府豊中市〇〇××番 e。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 f です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに字△△に1筆の合計で2筆。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は24ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 A。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 g です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

ほかに同字に2筆、字△△に2筆、字△△に1筆、字△△に1筆、字△△
に1筆、字△△に1筆、字△△に1筆の合計で10筆。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 h。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 i です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、22ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 h。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 j です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、23ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は47ページから添付しています。

以上4件につきましては、12月10日の現地調査により耕作等について
確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・2番、中里委員。

2番委員 それでは整理番号1番・2番について補足説明を簡単にします。

整理番号1番。譲渡人・e、譲受人・f は親戚関係にあり、eさんには2人の子供がいますが、親子で話し合い同意の上での贈与による所有権移転であります。贈与された土地については、現在も耕作されており農地として有効利用されるものと思われまます。

整理番号2番。譲渡人・A、譲受人・g は親子関係であり、父親のAさんが高齢のため農業が出来なくなり、今回gさんに贈与による所有権移転であります。gさんは農業開始になりますが、贈与された土地は農地として有効利用されるものと思われまますので、何ら問題はございません。皆さんのご理解方よろしくお願ひします。以上です。

議長 整理番号3番・4番、寺田委員。

8番委員 整理番号3番・4番については、整理番号3番から説明いたします。

場所的には、〇〇の裏、西側にありますけれども、45ページの航空写真を見れば分かります。そこに3枚ブロックで仕切られた土地がございます、その内の真ん中を除いて上と下という感じになります。東の方はiさんが所有権移転ということで、申請が出ているところでございます。これにつきましては、今は野菜が作られておりますけれども、引き続き野菜を耕作するというところでございます。

続いて整理番号4番。jさんの件につきましては、jさんの家の真ん前ということで、番地を見て分かるように先ほどの土地の2つ隣です。そこでロベを作るということで、もう既に準備に係っているという状況でございます、2人とも効率的に農地を利用されるものと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、河野 律雄 委員。

7番委員 はい、中里さんから説明をいただきまして、この物件のすべてについて何の問題もありませんと話を付け加えられましたけど、10日の現地立ち会いの時に耕作が現時点では見受けられないと、指摘の話も現場で出たんですけど、その点はどうなるんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、現地調査の際に、物件の△△、資料は36ページの航空写真を見てもらえれば分かります。その中の上から××番、その下の××番と2つの

農地があった訳ですが、現地調査の際に耕作されていなかったということで、譲渡人・譲受人双方に電話で確認を取ったところ、以前親子で唐芋を作っていた農地であって、今はまだ勤め人にはあるが、退職後を見据えてそこを農地に復元するという本人の意思でしたので、今回はこのように3条申請であげております。説明不足ですみません。

議 長 河野委員、よろしいでしょうか。

7 番委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・k、譲受人・l、を議題といたします。

それでは、事務局より議案第4号について、説明をお願いいたします。日高主任。

事 務 局 資料は53ページをお開きください。

議案第4号は農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、東京都調布市〇〇××番地 l 理事長 m。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 k。

土地の所在は、〇〇字△△××番、字△△××番と××番の合計で3筆。

字△△の登記地目は 田、現況地目は 畑、地積は ●●㎡。字△△2筆の登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ と ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。

資金は、土地取得費 〇〇円で、平成30事業年度予算となっています。

転用目的としましては 保安用地 です。

転用事由の詳細としまして、「H—II A、H—II Bロケット及び人工衛星の打上げに必要な保安用地とするため」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

「周辺耕作地(田・畑等)に迷惑を掛けないよう下刈等を年2回(農耕時期前)に実施する。」とのこと。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は54ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、12月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番について説明いたします。

△△の土地については、（登記地目は）田となっておりますが、現況は畑であります。販売用のヤマモモを作っているところです。△△の土地については休耕地であります。地図は57ページをご覧ください。1の指定する射点から3キロ以内の警戒区域内に入ります。

転用の目的としては、ロケット打ち上げに関連する保安用地として利用したいとのことです。ご検討方よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、河野 律雄 委員。

7番委員 はい、参考までの話なんですけど、これは西田委員が説明してくれた3キロ区域内の中にまだこういう未処理の土地がある訳ですか。

10番委員 まだあるでしょうね。あると思います。年々予算は減っているようですが、事業は継続するようです。

議長 河野委員、よろしいでしょうか。

7番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 はい、西田 三郎 委員。

9番委員 はい、この土地評価からしてかなり高いんですけども、これは売買契約だから特に農業委員会としていうことは無いんでしょうけど、^{とら}捉え方としてどうなのかなとは思いますが。別に問題はないのですね。

議長、懇談にしてください。

議長 はい、ここから懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。

議長 ほかにございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたし

ました。

議 長 議案第5号 平成29年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者・税務課長 小脇 秀則 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いいたします、日高主任。資料61ページをお開きください。

議案第5号は、平成29年度地籍調査事業に伴う地目の変更について審査を求めるもので、資料は63ページからになります。調査地区は、南種子町大字平山の一部で、資料に記載してあります小字23ヶ所の範囲になります。

参考資料として62ページに集計結果を添付していますので、ご覧ください。

平成29年度地籍調査事業における調査面積は、2.04 km²。全体の筆数は1,798筆 になります。

その内、農地に関する調査筆数が 合計591筆、調査前の田の筆数が277筆、調査後が15筆、調査前の畑の筆数が252筆、調査後が60筆 となります。

異動事由としましては、地目変更が372筆、一部変更が11筆、合筆増加が56筆、分筆登記が28筆、現地確認不能が29筆、合筆閉鎖が76筆、不所在地が19筆 となっております。

この案件につきましては、当委員会により承認された後、税務課へ回答いたします。その後、閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

7番委員 議長、懇談にしてくれませんか。

議 長 はい、懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。